

平成 24 年 2 月 22 日

葛飾区興行場法施行条例の一部を改正する条例

保健所生活衛生課

1 趣 旨

「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」(昭和 58 年法律第 83 号)により改正された興行場法の規定に基づき、「葛飾区興行場法施行条例」(昭和 59 年条例第 29 号)が制定された。

その後、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)の成立により、興行場法が改正され、衛生管理基準や許可における構造設備基準について規定する条例の制定権限についても葛飾区に移譲されることになった。

2 改正内容

現行の葛飾区興行場法施行条例に興行場の衛生管理基準や許可における構造設備基準の内容を追加するものである。現行運用している東京都条例と変更はないが、葛飾区興行場法施行条例で規定されていた許可申請手数料に関する規定については、葛飾区事務手数料条例に規定を移し、手数料規定の一元化を図る。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

4 周知方法

条例改正後、速やかに各営業者あてに周知するとともに、改正内容については葛飾区ホームページに掲載する。

